

11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

ペルー

石川直樹 *

高宮雄介 **

I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章におけるペルーの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（すべての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野 ¹	留保対象義務／概要
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	金融機関の市場アクセス（11.5 条） 金融及び保険システムに関する一般法及び銀行及び保険の監督に関する基本法に基づき、銀行サービスを提供する他加盟国の金融機関であって、支店の形でペルーに設立された会社は、当該支店に、ペルー国内の一定の資本を保有しなければならない。ペルー政府が 11.11.1 条（例外）に基づいて課すことがある手段のほか、当該支店の活動は、ペルー国内で保有されている資本による制限を受ける。
保険及び保険 関連サービス	金融機関の市場アクセス（11.5 条） 金融及び保険システムに関する一般法及び銀行及び保険の監督に関する基本法に基づき、保険及び保険関連サービスを提供する他加盟国の金融機関であって、支店の形でペルーに設立された会社は、当該支店に、ペルー国内の一定の資本を保有しなければならない。ペルー政府が 11.11.1 条（例外）に基づいて課すことがある手段のほか、当該支店の活動は、ペルー国内で保有されている資本による制限を受ける。
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	国境を越える貿易（11.6 条） 証券市場法、金融及び保険システムに関する一般法及び銀行及び保険の監督に関する基本法等に基づき、ペルー法によって設立された金融機関及びペルー国内のプライマリー又はセカンダリー市場において募集された負債証券は、ペルー法に基づいて設立された信用格付機関の格付けを得なければならない。当該証券は、他の信用格付機関の格付けを得るこ

* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

¹ 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

	とができるが、あくまでもそれは義務的な格付けに加えて行う付加的なものに限る。
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	内国民待遇（11.3 条） 証券市場法、金融及び保険システムに関する一般法及び銀行及び保険の監督に関する基本法等に基づき、ペルー政府は、一又は複数の所定の金融機関に対し、その一部または全部が国によって保有されている限りにおいて、無制限に、優遇又は独占的な権利（例：リスクを分散することを求められない権利、貸付債権が不履行となった際に、所定の手続きに則り、直接担保を処分することができる権利）を与えることができる。
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	金融機関の市場アクセス（11.5 条） 証券市場法、投資ファンド及び管理会社法、商品取引法等の規定に基づき、証券市場、商品市場における金融サービス、又は年金ファンドの管理を含む資産管理に関する金融サービスを提供するためにペルーにおいて設立された金融機関は、ペルー法に基づいて設立されなければならない。したがって、他の加盟国の金融機関であって、上記金融サービスを提供するためにペルーにおいて設立されるものは、支店または代理店の形で設立されることはできない。
全分野	国境を越える取引（11.6 条） 証券市場法、金融及び保険システムに関する一般法及び銀行及び保険の監督に関する基本法等に基づき、ペルーに居住する債権者は、外国金融機関がペルーにおける当該金融機関又は支店を清算する場合において、ペルー国内の外国金融機関の支店の財産に関し、法的な優先権を有する。

II. 包括的留保（附属書 III セクション B）

金融サービス章におけるペルーの中央政府レベルでの包括的留保の主な内容は以下の通り。

分野	留保対象義務／概要
保険及び保険関連サービス	国境を越える取引（11.6 条） 陸上運送及び交通に関する一般法、保健に関する社会保障の近代化法等に関連し、強制加入の自動車保険や危険業務に係る付加保険等の強制加入の保険について、ペルー国外の保険の取得を制限し、又はペルー国内において設立された提供者からの保険の購入を義務付けることができる。これらの制限は、附属書 11-A（国境を越える取引）のもとでペルー政府が約束した保険には適用されない。

社会的サービス	金融機関の市場アクセス（11.5 条）、国境を越える取引（11.6 条） 法執行サービス、矯正サービス、及びその他のサービス（所得補償及び保険、社会保障、社会福祉、公教育、公共職業訓練、保健及び児童保育）について、それが公共目的で設立又は維持される社会的サービスである限度において、あらゆる措置を設け又は維持する権利を留保する。
全分野	最恵国待遇（11.4 条）、国境を越える取引（11.6 条） 附属書 11-A（国境を越える取引）に含まれるサービスについて、相互主義に基づいたあらゆる措置を設けまたは維持する権利を留保する。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。